

## 別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- イ 法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前7年以内に生じたものについて法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合
- ロ 法人が、当期の欠損金額のうちに、棚卸資産、固定資産又は令第114条（固定資産に準ずる繰延資産）に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失金」といいます。）があるときに、当該災害損失金につき翌期以後に法第58条（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定による繰越控除制度の適用を受けようとする場合又は当期首前7年以内に生じた災害損失金について同条の規定の適用を受ける場合

### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除未済欠損金額1」	<p>(1) 上記イ又はロの欠損金額のうち、当期首前7年以内に開始した事業年度に生じたもの（欠損金額としてみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の中から順次記載します。</p> <p>(2) 当該事業年度が、法第57条第2項の適格合併若しくは当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産の確定若しくは第4項の適格合併等若しくは第58条第2項の適格合併若しくは当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産の確定又は平成22年改正前の法第57条第2項の適格合併等若しくは第5項の適格合併等若しくは第58条第2項の適格合併等を行った事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 当該事業年度が法第57条第5項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（(2)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。</p> <p>(4) 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第8項若しくは第58条第3項又は平成22年改正前の法第57条第9項（平成22年改正前の令第112条第19項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び令第112条第13項第3号に定める欠損金額並びに当該法人が法第57条の2第1項（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項												
	は、記載しません。													
「当期控除額 2」	別表四「差引計 41」の「総額」の金額から(別表七(二)「11」又は「22」)の金額を控除した金額を限度として、古い事業年度の分から順次補てんするものとしてその控除できる金額を記載します。													
「当期分」の各欄	<p>当期の別表四の「所得金額又は欠損金額 44」の「総額」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。</p> <p>なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうちに災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額 10」の金額を移記します。</p>	「欠損金額」の「」には記載しないでください。												
「欠損金の繰戻し額」	「青色欠損金」のうち法第 80 条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。	措置法第 66 条の 13 第 1 項各号(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成 4 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度である場合には、解散(適格合併による解散及び平成 22 年 10 月 1 日に行われた合併類似適格分割型分割後の解散を除きます。)事業の全部の譲渡などの特別の事実があるときを除き、法第 80 条の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。												
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄	「災害の種類」	震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。												
	「災害のやんだ日」	災害が引き続き発生するおそれなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日を記載します。												
	「災害により生じた損失の額」の各欄	<p>棚卸資産と固定資産(固定資産に準ずる繰延資産を含みます。)とに区分して記載します。</p> <p>なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。</p> <p style="text-align: center;">災害損失のあった資産の種類別の明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種類</th> <th rowspan="2">災害前の帳簿価額</th> <th colspan="3">災害により生じた損失の額</th> </tr> <tr> <th>滅失等による損失</th> <th>原状回復の費用</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額			滅失等による損失	原状回復の費用	計		円	円	円
資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額												
		滅失等による損失	原状回復の費用	計										
	円	円	円	円										

### 3 根拠条文

法 57、57 の 2 、 58、平成 22 年改正前の法 57、57 の 2 、 58、令 114 ～ 116、措置法 66 の 13